



お元気ですか！
志村 たかよし です

第780号 2016年3月6日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1
電話 3546-5563
FAX 3546-9570

2016年第1回定例会 奥村あきこ議員が一般質問



区長の見解を問う奥村あきこ議員 = 3 / 1

戦争法への理解示す区長を批判

3月1日、第1回定例会（2/26～3/30）の一般質問に日本共産党の奥村あきこ議員がたち、平和、経済、まちづくり、子どもの貧困、シルバー人材センターについて区長の見解を問いました。

安倍政権が強行した戦争法（安保法制）を具体化する動きとして、戦争法を実行するための事実上の統合司令部として常設されている日米の「同盟調整メカニズム」（ACM）の中に、米軍・自衛隊の制服組同士で構成する「調整所」の設置があります。

これによって、従来の日米間の調整枠組みと異なり、平時から自衛隊が米軍の事実上の指揮下に組み込まれる体制が作られました。

また、長崎の米海軍佐世保基地には最新鋭の強襲揚陸艦アメリカ（LHA6）を2019年に配備する計画があり、東京の米空軍横田基地には、特殊作戦用の垂直離着陸機CV22オスプレイの配備も計画されています。

これらの配備は防衛よりも、攻撃的、侵略的機能を持つものです。まさに、安保法制が、自衛隊と

【質問事項】

- ① 安保法制と安倍政権がねらう憲法改定について
- ② 破たん明白なアベノミクスについて
- ③ 区長の所信表明について
- ④ 子どもの貧困について
- ⑤ シルバー人材センターについて

アメリカ軍がともに戦争をする体制であること、日本を海外で戦争する国に作り変えていく戦争法であることが明白となっています。

奥村議員は「日米の『調整所』や米軍基地での動きは、自衛隊がアメリカとともに軍事行動をとる準備の表れではないか」と区長の見解を問いました。

区長は、北朝鮮の脅威や世界で頻発するテロなどをあげて「厳しさを増す安全保障環境を背景に、安保法制と日米協力体制が構築された」との認識を示し、「同盟調整メカニズム」について「我が国と国際社会の平和と安全に資する良好な協力関係を築いていくことが重要」と戦争法の下での日米協力の危険性の認識を示しませんでした。奥村議員は安保法制は国を守るものではなく、海外で戦争するためのものと批判しました。



区長、改定PKO法の危険性を理解せず

戦争法によって自衛隊員の生命が危険にさらされる現実味を帯びているのが、3月に施行される改定PKO法です。

これによって「駆け付け警護」「安全確保業務」と称する自衛隊の任務が拡大され、「住民保護」や特定区域の「監視、駐留、巡回、検問、警備」の武器使用まで認められることとなります。

現在、陸上自衛隊は、南スーダンに展開する国連PKO（平和維持活動）に約350人派兵されていますが、2月17日夜から18日にかけて、南スーダン政府軍が国連キャンプ内に侵入して住民を攻撃し多くの死傷者を出しました。

日本政府は、海外派兵にあたり「国または国に準じる組織が登場しない」ことを前提にしていると言っていました。改定されたPKO法に基づけば、「安全確保業務」「住民保護」として、避難民を防護するため、自衛隊が「国」そのものである南スーダン政府軍と交戦する可能性があり、国際紛争への参加にあたります。



まさに、憲法違反の海外での武力行使そのものです。

奥村議員は「自衛隊が南スーダン

「憲法9条を守る」と言わない区長

安倍首相は、戦争法を執行するために、憲法9条を変えることを公言しています。

これは、首相自身が、戦争法が憲法違反であることを認めたこととなります。

全国紙などのメディアは「首相の改憲論 あまりの倒錯に驚く」（「朝日」6日付）、「ご都合主義の改憲論だ」（「東京・中日新聞」4日付）などと批判の社説を掲げました。

奥村議員は「首相の改憲発言が相次ぐ背景には、安保法制を強行

政府軍を相手に『最初の1発』を撃つ危険が高まっているが、憲法が禁じる武力行使の危険性を自衛隊員に負わせることになり、憲法9条に違反するのではないかと区長の見解を問いました。

区長は「安保法制（戦争法）の具体化は憲法の平和主義の理念のもと国の責任において慎重な審議や検討がなされるもの」と答弁し、憲法違反であるとの認識を示しませんでした。



しても憲法9条があるから『戦争する国』を完成させることができないう、あせりといらだちがあるのではないかと区長の見解を問いました。

区長は「安保法制（戦争法）は、憲法9条の合理的な解釈の範囲内であり立憲主義に反するものではない」と政府の見解を述べ、戦争法が憲法の解釈によって憲法違反にならないとの立場を示しました。さらに、奥村議員は「憲法9条

は変えてはならないと思うが」と区長の見解を問いましたが、区長は「憲法9条や安保法制についてはさまざまな意見や議論がある。国民的議論が幅広く展開され、国会において十分な審議がなされるもの」と答弁し、区長が「憲法を変えてはならない」という立場に立っていないことを示しました。

2月19日、日本共産党、民主党、維新の党、社民党、生活の党の野党5党が「安保法制廃止法案」を衆議院に提出し、5野党党首会談で「安保法制の廃止」「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』撤回」という共通の旗印を立て、国政選挙で最大限の協力を行うことを合意し、候補者一本化が次々と実現しています。

奥村議員は「日本の政治史上初めてとも言える『5野党共闘』と野党の共同を大きく後押しする安保法制廃止をめざし立ちあがった国民の力についてどのように思うか」質問しましたが、区長は「野党共闘などの動きがあることは承知している」との答弁にとどまりました。